

# 居宅介護支援費にかかる特定事業所減算の取扱いについて

## 1. 特定事業所減算とは

介護保険は、誰にでも起こり得る老後の生活を社会的に支えるため、自助を基本としながら相互扶助によってまかなう利用者本位の制度として構築されました。サービスの提供は要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するように行われるほか、被保険者の選択に基づいて多様な事業者から総合的かつ効率的に提供することが求められています。（介護保険法第2条各項）

また、居宅介護支援とは、要介護者が指定居宅サービス等を適切に利用できるよう、要介護者の状態や置かれている環境、本人及び家族の希望等を勘案して居宅サービス計画を作成する（同法第8条第23項）と明記されていることから、「**利用者の選択に基づくサービスの提供**」が、法を根拠とした極めて原則的なルールとして定められています。

特定事業所減算は、これら介護保険の原則に基づき、正当な理由なく同一の事業者によるサービス提供に偏っている場合に減算が適用される仕組みです。

## 2. 判定対象サービス

訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護

## 3. 判定方法

指定居宅介護支援事業所ごとに、当該事業所において判定期間に作成された居宅サービス計画のうち、上記2の対象サービス別において、それぞれについて最も紹介件数が多かった法人（紹介率最高法人）の事業所を位置付けた件数が占める割合を計算します。

### 【具体的な計算式】

$$\frac{\text{当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数}}{\text{当該サービスを位置付けた計画数}}$$

紹介率最高法人の占める割合が、いずれかのサービスひとつでも80%を超えた場合、翌半期の全ての居宅介護支援費が減算となります。

#### 4. 判定期間と減算適用期間

	判定期間	減算適用期間
前期	3月1日から8月末日	10月1日から3月31日
後期	9月1日から2月末日	4月1日から9月30日

※ 平成30年度前期については、4月1日から8月末日を判定期間とします。

全ての居宅介護支援事業所は、特定事業所集中減算の確認書類を作成し、判定結果を保存する必要があります。

自らの介護報酬請求が正当であることを示す根拠として、当該判定にかかる減算適用期間終了後から5年間保存してください。

#### 5. 80%を超えるサービスがあった場合の提出書類について

所定の様式「居宅介護支援における特定事業所減算報告書」に必要事項を記入し、上記4の判定期間満了後の翌月15日までに、町へ提出してください。

既に届出している「介護給付費算定に係る体制等に関する届出」事項に変更が生じる場合は、併せて提出してください。

なお、提出される際には事業所の控えを一部保管しておいてください。

下記7の正当な理由パターンV又はVIに該当し、算定控除されたい事例がある場合は、その内容が明記された記録資料の写し（議事録や支援経過等、事実を証明するもの）を添付してください。

このほか、審査において必要があると認めた場合は、追加で資料の提出を依頼する場合があります。

#### 6. 特定事業所集中減算の計算にかかる留意ポイント

- (1) 対象の居宅サービス計画は給付管理に至ったものに限り、また、月遅れ請求は給付管理月でカウントします。
- (2) 1件の給付管理の中で、同一法人の2つの訪問介護事業所を同月に位置付けた場合、いずれも同一法人ですので1件とカウントします。
- (3) 異なる法人の2つの訪問介護事業所を同月に位置付けた場合、それぞれの法人で1件ずつカウントします。
- (4) 紹介率最高法人は、各月の最高法人ではなく、判定期間中の全ての件数により最高法人を特定します。

## 7. 正当な理由の範囲について

3で判定した割合が80%を超えるに至ったことについて正当な理由がある場合においては、当該理由を提出してください。

正当な理由として考えられる理由の下記のとおりです。

パターン	正当な理由として認められる内容	取扱い
I	居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域において、対象サービスごとの事業所数が5事業所未満である場合	80%超容認
II	特別地域居宅介護支援加算を受けている居宅介護支援事業者である場合	80%超容認
III	判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下である場合	80%超容認
IV	判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、各サービスを位置付けている計画件数が1月あたり平均10件以下である場合	80%超容認
V	市町村（地域包括支援センターを含む。）等から高齢者虐待等の困難ケースの計画作成の依頼を受けたことにより特定の事業所に集中した場合	対象件数控除
VI	その他、客観的な根拠に基づき、当該事業所を選択せざるを得なかった正当な理由があると町長が認めた場合	対象件数控除

※V、VIについては、市町村からの依頼など、事業所の選択に至る過程が居宅介護支援経過に明確に記録されている場合に限り、当該サービス件数から控除できますが、状態の変化に応じて適宜ケアプランの見直しを実施されていることが必要です。